

奈良県告示第百四十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として平成二十八年三月奈良県告示第四百七十四号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

令和七年七月十五日

奈良県知事 山下真

土砂災害警戒区域		区域の名称 区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称 区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第十四条に規定する衝撃に関する事項		
大淀町下渕 (○一三) 急傾斜地崩 壊警戒区域	次の平面図のとおり		
大淀町下渕 (○一三) 急傾斜地崩 壊特別警戒	次の平面図のとおり		
次の平面図のとおり			
業課 役場建設産 及び大淀町 土木事務所 奈良県吉野			縦覧場所

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及

び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。